

第70回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成28年1月18日(月) 12:45～14:29

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 白波瀬 佐和子

(委 員) 嶋崎 尚子、永瀬 伸子

(専 門 委 員) 齋藤 博

(審議協力者) 美添 泰人(青山学院大学経営学部プロジェクト教授)、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

(調査実施者) 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室：
中村室長ほか

(事 務 局) 内閣府大臣官房統計委員会担当室：伊藤室長、廣瀬調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「国民生活基礎調査の変更について」

5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第70回人口・社会統計部会を開催いたします。

本日は、12月28日に開催した第68回部会に引き続き、国民生活基礎調査の変更について審議いたします。

室長、どうぞ。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 前回部会におきまして、私どもの方から誤解を招くような発言をいたしましたことにつきましておわび申し上げます。そのような状況にもかかわらず、本日、各先生方におかれましては、御多忙の中、貴重なお時間を頂きまして本調査の審議に御協力いただきますこと、心から御礼を申し上げます。

前回の部会において、非標本誤差の縮小に対応する手法については、美添先生を始め、様々な御提言を頂いたところです。私どもといたしましては、御提言を踏まえまして、今後、非標本誤差の縮小に対応する手法について研究会等を開催いたしまして、本調査の更なる改善を図ることを検討してまいりたいと思っております。

本日は、答申案の御審議につきまして、よろしくお願い申し上げます。

○白波瀬部会長 承りました。ありがとうございます。

では、本日の部会は、事務局から事前に御連絡を差し上げておりますとおり、15時までを予定しております。時間内に審議を終えたいと思いますので、効率的な審議に何とぞ御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日も引き続き審議協力者といたしまして、青山学院大学の美添泰人先生にお越しいただいております。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に本日の配布資料と審議スケジュールについて、事務局からお

願いたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 本日は、資料1としまして、前回部会において整理、報告等が求められた事項等に対する調査実施者である厚生労働省の回答、資料2としまして、審議協力者として御出席いただいております美添教授が作成されました「国民生活基礎調査の検討課題」、資料3としまして答申案、資料4としまして、今週1月21日開催予定の統計委員会において答申案の報告を行う際に、これまでの部会審議における意見を踏まえまして、部会長から併せて御報告いただく事項ということで部会長が作成されましたメモの案をお配りしております。

また、参考1としまして前々回部会、参考2として前回部会の議事概要をそれぞれ配布しておりますが、これらにつきましては事前に皆様方にお送りし、内容について御確認いただいたものをお配りしております。

本日の配布資料につきまして、過不足がありましたらお知らせください。

本日の審議スケジュールですが、初めに資料1及び資料2に基づきまして、前回部会で整理、報告等が求められた事項等について御審議をお願いいたします。その後、資料3により答申案について御審議をお願いしたいと思います。そして、最後に資料4の部会長報告メモの案について御確認いただければと思います。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

初めに、前回部会において、皆様からの御意見等に基づき、整理、報告等が求められた事項等に対する調査実施者の回答について審議を行いたいと思います。

まず、本日お配りしております資料2の「国民生活基礎調査の検討課題」について、美添先生から御説明をお願いいたします。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 資料2の日付は1月8日になっていますが、実は前回部会12月28日にこの場で書いたメモそのものを文章にしたものです。そのメモについて、部会終了後、中村室長に趣旨をお伝えしたのですが、口頭ですと明確に伝わっていないのではないかと感じて個人的なメモを作ったつもりでした。参考のためにこの部会で御紹介するという事になって、最初の意図と少し違っているかもしれませんが、御理解ください。

まず、比推定が重要な手法として取り上げられているのですが、厚生労働省に限らず、国の統計調査機関は、統計学の一般的な理解と表現が違うというところがありまして、それはお互い誤解の元なので、少しそのことについて触れさせてください。

比推定に限らず、単純無作為抽出と比べていろいろと工夫した手法を使うことについて教科書的に復習しますと、名簿情報、その他標本以外の情報を使って効率を高める、あるいは精度を高め費用を削減するという方法が幾つかある。その中の一つは層別すること、各層の中はできるだけ同質で、層の間では異質になるように層別ができれば効果的だとい

うものが一番目。

二番目は、やや難しい手法ですが、サンプリングを等確率ではなくて規模に確率を比例して抽出する。これは推計が難しいのですが、時々行われています。財務省の法人企業統計調査は、ついこの間までは資本金階層1億から10億の間はこの確率比例系統抽出という大変優れた難しい手法を使っていました。

最後が比推定を使う方法で、比推定と確率比例、層別はいずれも似ていますが、使う手法が微妙に違う。いずれも、本来の意味は推定の効率を高めるためということだと思います。それらに加えて、不完全データという表現ですが、欠測値対策というものが1970年、80年代以降かなり広範に研究が進んできました。実は、20年ほど前に松田芳郎先生がマイクロデータの分析をしてみせて、マイクロデータに基づく推定がいかに関係かを証明する重点領域研究で、文部科学省の予算を確か6億円ぐらい取って研究したときにも、私の担当は不完全データの先進的な分析事例を共有しようということでした。そのときは各省の皆さん、厚生労働省の方も含めて研究会に御参加いただいて、用語が違う点はともかく、共通の理解ができた。その辺りの話を書いているだけです。

以下、ざっと順番に見ると、まず、比推定を使えば合うのかという話ですが、前回部会の話だと世帯を合わせにしているからぴったり当たるとされた。目的とする変数と補助変数の間で比例関係が強い場合には精度が高くなりますが、一般的にはぴったり当たるとは私は思わないのですが、そもそも推定する変数は1つの調査で1つではない、変数はたくさんあるわけで、変数ごとに比推定の補助変数を変えることや、部分的には別な手法を使うなど混ぜても良いのですが、その点に関しては厚生労働省の研究会でも多分検討する余裕がなかったのではないかと思います。

1、2、3、4辺りがその点に関する整理です。

5番目は永瀬委員の指摘に沿ったものですが、社会福祉施設に住む人がいるので、年齢階層別の人口の比較によって精度を測ることは十分ではない。そこまでは一般的な比推定に係る話なのですが、最後の方に「他の点に関する」と書いてあります。私は個人として集落抽出は悪い方法ではないと考えていたのですが、それでも総務省統計局では住宅・土地統計調査で予算を削減され、精度を維持せざるを得ないというときに、集落抽出をやめて無作為抽出にした。これは当時の統計審議会でも強い反対意見はあったのですが、予算の制約上やむを得ないという説明でした。それに比較して厚生労働省は集落抽出を続けて良いと主張している。この点については、答えを用意しておくべきだと思います。私は答えられると思っています。

その次なのですが、国勢調査の調査区については、もう少し検討していただく余地はあるのではないかと何回かお話ししました。少し心配な議論は、難しい問題に対応する答えとして、集落抽出をやめて各調査区に標本を配分したらどうかという指摘が必然的に出る可能性があります。この部会では出ていませんが、どこかでそういう指摘がされる可能性は非常に高いので、それに対する答えも、この場とは言いませんが、厚生労働省としては

用意しておくべきだろう。

その答えの参考になるのは裏の2ページ目です。以前行った研究会で座長を努めた成蹊大学の岩崎先生は、欠測値補完の専門家です。有限母集団のサンプリング、役所の統計調査については、御本人は専門家ではないとおっしゃっていますが、当時の研究会のメンバーを見ると、サンプリングの専門家として我が国のトップクラスを並べている大変優れた委員会の構成です。こういう人たちから褒められるところもたくさんあったわけですし、いろいろと議論をされて、当時としては最善の答えだったと思うのですが、その報告書を見るとまだ課題は残されている、もう少し検討したいという雰囲気は明らかです。その人たちに、今一度検討を依頼することが、今後の課題を整理し、更に優れた統計を作るために効果的ではないかということをお前回までに申し上げたのですが、口頭で発言していると意図が十分伝わらなかったかもしれません。そういうつもりで前回までの発言を整理したものです。よろしくお願ひします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、本日お配りしております資料1-1につきまして、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 冒頭申し上げましたように、非標本誤差の縮小に対応する手法については、前回の部会及び本日の美添先生のペーパーでもいろいろ御示唆いただいております。私どもといたしましては、今後研究会等を開催して更なる改善を継続的に図ることを検討してまいりたいと思っております。

本日の、今、御説明いただいたペーパーにつきましては、直ちに明確なお答えを用意することができません。ここは御容赦いただきたいと思ひます。ということで、本当に今答えられる範囲ということで1から5までの点についてメモにしています。

まず、一番目につきまして、現時点では世帯数と人口との間に近似的な比例関係のある資料は私どもは持っておりません。時間的な制約もありましてお示しできませんが、今後の検討の中でそういう点も含めて行っていきたいと思っております。

二番目につきまして、世帯類型・都道府県・年齢階級別に層化して推定したのかというお答えにつきましては、これは前回の御説明でもしておりますが、次の5ページ、6ページで前回出した資料を改めて御提示させていただいております。そういうやり方でやった結果ということなんです。

三番目につきまして、誤差評価を検討すべきだという御指摘、これもごもつともです。この点も含めて、今後検討してまいりたいと思ひます。

四番目、岩崎研究会で検討した以外の推計方法の対応についても何かあるのではないかと御指摘です。今後、平成29年5月を目途に有識者の研究会等を行う予定でおります。こういったところで対応していきたいと思っております。

最後、4ページ目にまいりまして、5番目ですが、施設入所者の扱いについても御指摘

を踏まえまして、その扱いを実際の推計のところではどうするのかというところについては、引き続き今後の検討の中で対応したいと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

永瀬委員。

○永瀬委員 5の点ですが、ここでは「老人福祉施設や障害者支援施設等」とありますが、療養型病床等、病院等も対象外というように思っております。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 調査としては、病院などに入っていて住所をそこに移されている方、こういった方については対象外になっております。

○永瀬委員 そうしますと、ここには病院等も。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 そういうことも含めて検討してまいりたいと思っております。

○永瀬委員 32万人ほどいらっしゃるということは部局を通じて教えていただきましたので。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

美添先生、お願いいたします。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 明解な回答を頂きましてありがとうございます。これから検討するという点で是非お願いしたいのですが、ただ、1についてだけ少し心配があって、「現時点では世帯数と人口との間に近似的な比例関係のある資料は保有していない」という点は、統計調査の手法に関する理解がやや違う。教科書的なものであれば、これまでの調査で標本を分析すればこの問題を検討することができる、そういう意味で資料をお持ちではないでしょうかと申し上げたのですが、厚生労働省の回答を見ると、母集団情報として全数調査でこのようなものはないから資料はないと、どうもそういうお答えのようです。それは立場が厳密過ぎて、やや統計の手法から言うと特殊だと思います。今後も研究会を継続的に開催していただくということでしたら、一般的な研究者の立場、学会等で使われている表現も参考にしながら、用語のすり合わせと資料の活用、過去の統計データの分析等を是非積極的に生かしていただきたいと思っております。これだけよろしく申し上げます。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 分かりました。

○白波瀬部会長 では、若干用語の使い方なり、極めて基本的なデータの蓄積がまとまったところで行われていないという状況もあったかと思っております。それも含めまして、今後積

極的に検討する、充実に向けて努力を続けるという宣言があったものと考えております。

それでは、この件につきまして、御了承いただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、御了承いただいたものとします。

次に、資料1-2の「非標本誤差の縮小等に係る今後の検討・検証の工程表(イメージ)」について、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 資料1の7ページ目、横紙を御覧ください。

工程表のイメージです。一番左側のところで検討は主に二つということで、第1の検討といたしましては、国民生活基礎調査と国勢調査のデータを使って世帯分布等の乖離について比較・検証を行う。二つ目は、国民生活基礎調査の推定方法等についての検討ということです。

まず、第1の方ですが、今年度中に国勢調査の二次利用の手続を行いまして、来年度の4月以降で実際の個票を使った乖離等の結果を見ていく。それをおおむね10月頃から有識者による検討ということで一定の評価を頂いて、具体的に推計方法等の見直し等のどういふことを行えば良いのかというようなところの企画を行うということを考えております。

その右の厚生労働省における再検討というものは、この有識者の検討の中で、もう少しこういう分析をしてみてもどうかというような話があった場合は改めて追加の分析を行うということです。その後、そういう結果を踏まえまして、平成31年の大規模調査の企画を始めていくということです。

第2の検討の方ですが、まず、平成28年度のところにつきましては内部で予算要求等の措置が当然必要になってまいりますので、そういう予算要求、それと、どういう先生方に御協力いただくかというようなところを内部で事務的に詰めていく。それと併せまして、国民生活基礎調査の推計方法等に係る検証について、どういう方向で行っていかうというような検討を内部で行うということです。

それを受けて、右側の方に行って平成29年度のところ、ここで新たな研究会等を立ち上げて、第1の検討結果も踏まえて平成30年3月ぐらいを目途にまとめるというような方向で、今、工程表をつくったところです。

ただし、この工程表というものは現在のものですので、諸事情によって若干時期がずれることがあります。基本的には次の大規模調査の部会の議論までに間に合わせるような形で行っていきたいと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

現時点のものということでしたが、今日、こういう形で具体的に工程表案が出てきたと

いうことは、私としても評価させていただきたいと思いますが、何か御意見等ありますでしょうか。

美添先生、どうぞ。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 明確な工程表で素晴らしいと思います。世帯票はもちろん大事ですが、所得票もこの中のどこかで検討されるということだと思えます。その点を、できれば明示していただいた方が皆さん安心するのではないかと思います。いかがですか。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 世帯票も、所得票も。

○白波瀬部会長 そうですね。世帯票もそうなのですが、直接的に問題になっているのが世帯票の推計なり、ゆがみということですので、おっしゃりたいことは、それも含めた形の国民生活基礎調査票だったと思うのですが、少し中身に踏み込んだ形で所得票も同時に検討するということを明示してはどうかということ。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 推計方法等ということですか。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 所得票についても検討の対象にされるのだと思いますが、そうではないのですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 そのようにしたいと思えます。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 そういうことでしたら、それで結構です。

○白波瀬部会長 では、ここで言う全体のということなのですが、少し分かりやすい形で追加情報をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、この件についても了承を頂いたものといたします。

次に、資料1-3の「国民生活基礎調査事後調査の概要等（回収率向上への取組関係）」について、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 資料1の9ページ目を御覧ください。

私ども、毎年調査を行っておりますが、調査を行った後に各都道府県・指定都市の方に私どもの職員が出向きまして、調査を行った結果、例えばこういう調査項目でいろいろ質問がある、こういうところが世帯から非常に厳しい意見があるなど、そういったような意見を都道府県の方から吸い上げて次回以降の企画や関係書類の充実に努めるということと事後調査というものを実施しております。

訪問先につきましては、毎年同じところに行くのではなくて、直近の調査で回収率の良かったところ、逆に悪かったところ、こういった高いところ、低いところを幅広く選定いたしまして出向いております。

過去3年の実績ですと、平成24年度は10縣市、25年度は12縣市、26年度は6 縣市ということで実際に意見交換を行っております。

特に回収率の向上などそういう点につきましていろいろ意見を聞いておりますが、その点につきまして以下にまとめています。

回収率の維持向上のための取組ということで、各縣市、これは全部の縣市が一つの答えということではなくて、ある県はこういう意見、ある県はこういう意見というように御理解いただきたいと思えます。

例えば、維持向上のための取組として、ポツの三つ目で県・市長名の調査のお願いを県側で配布するというような取組や、自治会から当たった地域の方に周知をお願いする、保健所や福祉事務所の職員が調査が困難なところに対しては同行するなど、そういった取組が各地域で工夫されて行われているというような事例があります。

それと、面接不能を少なくするための取組といたしましては、調査員には非常に苦勞していただいております、平日の昼間に行ってもなかなかお会いできないというような場合には、例えば土日に行く、時間帯を変えるなどという形でいろいろ工夫をしていただいているということです。

特に何もしていないというような御意見もありますが、実態としては県の方では特に指示を与えているわけではないのですが、各調査員がそれぞれ工夫して、場合によっては10回以上訪問しているというような本当に頑張っている調査員もいるということです。

右側にまいりまして、ここは回収率の低かったところの意見ですが、都市部でワンルームや高層のマンションがたまたま多く当たってしまったために回収率が低くなったなど、最近、かたり調査のような形でいろいろ報道がされるということで、そういう点で警戒をしているというような御意見もあります。

それと、大規模年と中間年では回収率に若干差が出ているのですが、特に簡易年の方は調査員の数が非常に少ないので、できるだけ経験豊富な方を当てるのですが、大規模はある程度の数を確保しないと駄目なので、全てが経験豊富な方ではないという場合もあるというようなことです。

四角囲みしていますが、回収率の悪かったある県の発言では、たまたまオートロックのマンションに当たってしまった。そういうところは全滅する可能性があるのですが、実際には何割かは回収できているということで、そこは調査員も地域の各都道府県や保健所、福祉事務所の方が非常に頑張っているのも、本当にできる部分を行っているのですよという意味です。

それと、左が広報活動や調査協力依頼ですが、県や保健所、福祉事務所の職員が、自治会長やマンションの管理人、マンションの管理会社の方に、調査員が回る前に事前に挨拶に行き協力をお願いしているというようなところもあります。これは、私どもの方からできるだけそういうような形をお願いしたいということで数年前からこういう取組も行ってお

りまして、一部の県では若干の効果はあります。なかなか数量で示すことは難しいのですが、そういう感触を持たれているということです。

それと、右側の方で、今、申し上げましたような厚生労働省で事前にマンション管理人へのお願いのような文書をつくって、各自治体で適宜使ってくださいという取組を平成21年から行っております。平成25年度に県に行ってヒアリングをした結果ですが、そこはまだまだ全ての保健所などでは広まっていない場合があるということで、ここは私ども、これからできるだけそういうところを各地域で全面的に行っていただくような形で県の方にお願いしていきたいと思っております。実際にそういうことをやった県で、平成26年度のヒアリングの結果では、4県市が数量的には分からないと言っているのですが、ある市は良くなったというような回答も頂いております。

次に、10ページ目を御覧ください。こちらは具体的な調査票のレイアウト等についてです。文字が小さい、できるだけ調査票はシンプルにしてほしいというようなこと、調査票の項目が多いという話、やはり世帯票についてはなかなか調査が難しいという話があります。

右側の方に行きまして、厚生労働省でポスターというものは、今まで大きいポスター1個しか作っていないのですが、できるだけ地域の掲示板に張れるように小さいポスターを作してほしいというものがありました。これにつきましては、今年の調査からそういう形で対応するようにしております。全体といたしましては、継続的に各県・市から御意見を頂いた部分につきましては、調査票のレイアウトを若干見直すなど、Q&A、調査の手引等にいろいろ改善できる部分は改善していているということです。

最後、その他ということですが、調査員の稼働状況の把握については、多くの県・市では口頭なり電話なりで稼働状況を把握しているということですが、やはり把握していない部分もありますので、それについてはできるだけ把握していただくように、これからも引き続き県の方にお願いしていきたいと思っております。

最後に、世帯票に所得階級の項目を追加した場合の回収率への影響について、これは平成26年度の事後調査だけで聞いたのですが、全ての県・市で回収率への影響はあるという答えです。特に御意見で注目される場所は、世帯票でなぜ所得を聞くのか、今、回収率8割ぐらいをしていく中で、特に世帯票というものは全体のキーになる調査票ですので、親標本になる部分についてはできるだけ嫌がるような項目は落とす方が良いのではないかと、こういった御意見も出ております。

事後調査の関係につきましては、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、御意見、御質問はありますでしょうか。よろしく願いいたします。

どうぞ、御遠慮なく。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 単純な疑問なのですが、事後調査という

言葉の意味について。国勢調査の事後調査は実際に世帯に対して新たな調査を行うということなのですが、厚生労働省の国民生活基礎調査事後調査とおっしゃっているものは、県・市に対する調査を行うということですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 調査ではなくて、私どもの職員が出向いて県の方々、市の方々と、担当の窓口のところ、場合によっては保健所や福祉事務所の方も同席される場合がありますが、そういう方々と意見交換しているということです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 世帯に対する調査という意味ではないということですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 はい。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 分かりました。用語が少し混乱しました。

それと、どこでも回収率を上げるために大変苦勞しているということはよく分かるのですが、国民の意識を高めることも、これは各省個別で行っても仕方がないので、それこそ政策統括官室がもう少し検討すべきだと思います。

一つだけ紹介させてください。民間調査で黙って95パーセント回収した事例があるのです。民間調査ですよ。委託は国の機関です。どの機関だか考えてくださいという問題なのですが、実は警察関係が民間に委託した。回答の義務など何も書かずにそれだけ回収がありました。どういうことか真剣に考えてほしいのですが、アメリカの調査だと、この調査に回答しないと罰則がありますとはっきり書いてあります。日本ではこのような表記は行いたくないということですが、そこまで含めてお互いの信頼関係を保てるような説明を、厚生労働省に限らずですが、是非検討していただきたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。かなり踏み込んだ御意見だと思いますが、厚生労働省の今回の国民生活基礎調査にかかわらずという根源的な問題も含まれておりますし、事後調査という言葉自体も、先生のおっしゃったように、専門分野で我々社会調査を行う者も、少し違った再調査と、単純に取れなかった人をもう一回調査しますよというときはそういう言葉を使ったり、どちらかというといははこの言葉で何となく分かったところもあるのですが、用語自体が変わっているので、その点についても注意深く御検討いただければよろしいかと思いますが、何か他にありますでしょうか。

○永瀬委員 所得票はなかなか微妙なデータだということは大変よく理解できるのですが、ここで所得票を他計方式から一部密封方式に変更したというように書いてあって、そこで少し回収率が上がっているように見えるのですが、具体的にどのように変更したのか、もう一度御説明していただければよろしいでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 所得票につきましては、平成21年の調査までは調査員が聞き取りということで、調査のお願いに行ったときに源泉徴収票などそういうものを世帯の方にあらかじめ用意しておいていただ

いて、調査に行ったときにそれを合わせて調査員が聞き取りして書いていた。回収率が非常に落ちてきたということで、平成20年にそういう自計方式によるやり方がうまくできるのか試験調査を行って、その結果は良好だったということで、平成22年の調査から自計に変えまして、併せてどうしても見られたくないという方に限って密封回収するという方式に変えました。

それともう一つ、やはり所得票というものはお年寄り、特に税金のところなどが分かりづらいので、積極的に調査員に回収するときに記入で分からなかったところはありませんかというような問いかけをしていただくということで、できるだけ記入不備等をなくすようなやり方を平成22年から行っております。その結果、回収率自体は数パーセント上がったというふうに私どもは理解しております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

○永瀬委員 密封ということが一つは効果があったということだと思ってよろしいのでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 自計にすることがまず効果があったのだらうと思っております。どうしても見られたくないという方に限って密封にしているということです。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

では、これまでの御説明につきまして御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

では、この件について御了解いただいたものといたします。

次に、資料1-4の「国民生活基礎調査に係る郵送回収の試行的検証（イメージ）」について、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 資料1の13ページを御覧ください。

これまで非標本誤差の縮小を図る取組として、今後、郵送回収の試行的検証を行うという御説明をしまりました。具体的にどういうことを考えているのかというイメージです。

これまでも御説明しましたように、まず、例えば世帯票につきましては、回収率が調査員回収で8割ぐらいある。一方で、面接不能の世帯というのが12パーセントから14パーセントぐらいあります。私どもの考え方としましては、現在の調査員の8割回収は、まず、それは崩さない。その上で、会えない部分について上乘せを考えるという形で行いたいと思っております。

その下のところで、「主な検証事項」というようにありますが、一番左側は調査方法。例えば、適正な訪問回数はどのぐらいかというようなものを検証する。二つ目は、郵送用の封筒の配布枚数を全世帯用意するのではなくて、あらかじめ会えないところの客体というものはある程度見込めますので、全面郵送にされないように制限した効果があるのかどうかといったことを考える。それと、実際の調査票の回収状況をきちんと管理する。それ

と、調査員にどういう指示を与えれば良いのかというようなことを検討する。結果といたしまして、真ん中にありますように、回収率や記入率、こういったものがどうなるのかというところを検証したい。

併せまして、その他のところで欠落情報、今でも一定程度取っておりますが、この辺りについては世帯名簿でできるだけ類型化した形で取るなど、そういった何らかの形でもう少し充実させる方法はないのか。それと、調査員や報告者の負担というものがどうなのかといったようなアンケートを行いまして、有識者の検討会で評価を頂こうと思っております。

下の「調査の概要」です。二番目の「報告を求める者」ですが、今のところ、地域や人口規模を考慮して10の都道府県や市を目途に協力をお願いしたい。ここは各都道府県や市の協力を取り付けるということがありますので、この辺りの数については、今後調整があるということです。

やり方といたしまして、案の1で、本番の調査地区を使って少数の地区で実施するやり方。それと、案の2で、本番以外の調査地区を使って一つのパターンで大体50地区ぐらいで実施するやり方、この辺りについてどのようなやり方をするのか考えたいと思っております。

調査の中身については、本体と同じ形で実施する。

それと、四番のルートも基本的には同じルートを使うということです。

その下に試験Aというものがありますが、これは先ほど申し上げましたように、訪問回数を制限しないで、また、封筒の数も制限しないで保健所へ提出する期限ぎりぎりまで訪問に努めていただく方法。試験Bの方は、訪問回数や封筒の枚数を制限して、例えば厚生労働省の方で3回行って会えなければ郵送に切り替えるなど、5回行って会えなければ郵送に切り替える、そういう制限をかけた形で実施する。こういったA、Bの形でどう違うのかというようなところを検証したいというように思っております。

最後、時期の方につきましては、通常、私どもの調査は6月、7月に行っておりますので、それと同じタイミングで行うということです。特に若年層相手の効果を図るということですので、YouTube等を活用した広報に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、御意見、御質問はありますでしょうか。

どうぞ。

○永瀬委員 民間の会社の場合に、郵送回収でなかなか返ってこないときに、もう一回、郵送回収がまだですと、はがきを出したりするのですが、そういうことは考えていらっしゃいますか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 今後どういうやり方をするのか、そういう点も含めて検討してまいりたいと思います。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。永瀬委員、よろしいですか。

試行的ということですので、これから専門家の先生も含めて御検討されるということですから、試験A、Bというところの回数で行うことがどれだけ効果が得られるのかということは、多分、専門家の先生の御意見があると思いますし、若年層の低い調査票回収率を上げるということの目標のために、YouTubeを活用すれば良いのかということは御検討をお願いしたいと思います。現時点ではこの案で御了解いただいたというようにしてよろしいでしょうか。

齋藤専門委員、よろしいですか。

○齋藤専門委員 少し誤解しているかもしれませんが、未回収の主たる発生原因が会えないということで、その会えない世帯での回収が、回数を増やすことだけで解決しようというのはどうなのかなという気がします。やはり他のアイデアも考えた方が良いのではないかと思います。

○白波瀬部会長 美添先生もどうぞ。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 こういう検討をなさることは本当に素晴らしいと思うのですが、先ほどの外部有識者の委員会というものは、調査・集計が済んでから聞かれても困るので、企画の段階から是非声をかけてください。こういうことを行いましたがどうですか、御意見をくださいと言われても、そのときは大抵の場合、遅いですよね。私たちが相談を受けるときは企画の段階から知恵を貸してくださいということならお互いに役に立つでしょう。せっかく検討委員会の開催をお考えだということでしたら、その方たちと継続的に意見交換する機会を是非お作りいただきたいと思います。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。

貴重な御意見を賜りましたが、それも踏まえまして、今後御検討いただくということで御了承いただいたものといたします。

では、資料1-5の「ウェブ情報の充実について（イメージ）」について、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 資料1の15ページを御覧ください。

前回の部会で一応回答しておりますが、現在、私どものウェブ上では、下にイメージというようになっていますが、調査の目的、沿革、根拠法令など、こういった情報につきまして一定程度掲載しております。これを更に充実させるべきという御意見でありまして、今回、例で参考1、2、3というように三つほどお示ししておりますが、こういった内容を更に充実させていきたいというように思っております。

参考1は17ページの文章と絵、参考2は19ページから40ページの推計方法や標本誤差の関係、41ページのところで、この調査はどのような流れで行っているのかというようなものをお示ししたい。これは飽くまで例ですので、今後いろいろな内容につきまして充実を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、御意見、御質問はありますでしょうか。いかがですか。

美添先生、どうぞ。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 今回のような部会審議をする場合には、こういう専門的情報はもちろん重要ですし、他府省の優れた例に倣っていただければ良いと思うのですが、もう一つ、先ほど客体に対して広報するためにYouTubeなどを使うという案がありました。世帯の方たちが厚生労働省のホームページを見たときに、この調査はこのように使われて役に立っているのだというメッセージがもう少しはっきりあると良いかなと思います。総務省統計局の調査は、特に物価や家計消費など世の中の注目が大きいということもあって大変詳細に出していますし、他の例でも財務省の法人企業統計調査に関しては、この調査が役に立っているというメッセージがとても細かく出ていて、これを見た法人は大体納得するだろうという程、詳細に有用性の評価を公表しているわけです。厚生労働省も、大変重要な国民生活基礎調査ですから、活用事例など役に立っている例を是非掲載していただきたいと思います。もちろん手間暇、費用がかかることですので、すぐにではなくても、重要な目標の一つにしていきたいと思います。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 資料の11ページを御覧ください。「回収率向上への取組状況」という中で「19年以降の新たな取組」というものがあります。その中で上から6番目のところ、厚生労働省動画チャンネルの調査の広報ということで、私どもの方で動画を作って、この調査はこのような目的でこういうやり方で行っています、結果についてはこのように活用されていますというようなものを作っております。それを平成21年頃からは職員が作っていたのですが、平成26年からは業者に委託して、できるだけより分かりやすい良いものにしようということで、DVDを作って各自治体の方にも配布するというような取組を平成26年度から始めております。そういったことも含めて充実させたいと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

齋藤専門委員、どうぞ。

○齋藤専門委員 今のお話の文脈では、答えない人は意義が分かっていないということで、意義を分かってもらうということは非常に重要だと思います。YouTubeに掲載しているということを知らせることは良いのですが、こういうもので得てしてありがちなことは、掲載はしたのですが掲載していることを誰も知らないということです。都道府県に教えているということですが、都道府県が掲載を周知しているかということ把握する必要があるのではないかと思います。

我々もウェブサイトの情報に情報を載せて自治体の支援を行っていますが、そういうものが載っているのであればもっと早く使ったというような自治体が結構多いのです。ですから、

載っていることを周知することも考えた方が良いのではないかと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

いかがですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 調査客体の方に配る調査のお願いなどああったものにもYouTubeのURLなどを載せたりしております。それ以外にもいろいろ何か良いやり方があるのか、そういったものは各県の方とも、冒頭の方で話しました事後調査のところなどで何か有効な良い手段があるのか、そういったところは今後も相談してまいりたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

今、齋藤専門委員がおっしゃったところは、みんな共通して困っているところで、インターネット発信というものはあらゆるところで課題として上がってきますし、対応としても発信しますと言いやすいのですが、それにアクセスしてもらうのは御本人なのですね。アクセスしたら何とかひもづけられるのですが、そこに至るまで実はアナログ的なものが良かったり、永瀬委員が、もう一回はがきをとという話もあったのですが、実はそちらの方が良かったりなどいろいろあるので、日進月歩で、やはりこれだけということではなくて、いろいろな有識者の先生も取り込んだ形で御検討いただけますと大変有意義な調査であるということをご皆さんにもお知らせすることに通じるのではないかと思います。

あと一点、何で役に立っているのか分かりやすいというところでは、説明としては白書に出ていますなど、そういう形での説明が多いのですが、健康日本21など一番分かりやすいところでしたら、そういうことの統計はどこから来ているのかなど、そういう分かりやすいストーリーを作りながらやられるとたくさん材料はあるように思いますので、よろしく御検討ください。

いかがでしょうか。

○永瀬委員 私も良さをアピールすることの重要性は本当にそう思っていて、これは健康にも介護にも所得にも本当に国民生活に密接な非常に意義の深い調査ですので、学生などがそういうことを少し検索したらすぐに出てくるぐらいの感じになるようにするとより良いのかなと思いますので、是非そこはよろしく願いしたい。また、御協力できることがあったら致したいと思います。

○白波瀬部会長 では、この件につきまして御了解いただいたものといたします。ありがとうございました。

本日を含めまして、これまで計5回にわたりまして国民生活基礎調査の変更について審議してまいりましたが、ひとまず全ての事項について審議を終えました。審議に御協力いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、これまでの議論を踏まえまして、部会審議の取りまとめとして、資料3の答申案について審議をお願いしたいと思います。

初めに、答申案の構成について、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料3の答申案を御覧ください。

答申案の構成ですが、1ページの「1 本調査計画の変更」の「（1）承認の適否」のところで結論を記載しまして、その下の「（2）理由等」のところで1ページから15ページにかけて、ここの変更内容に対する評価・判断を示しております。

その後、15ページから19ページにかけて、「2 統計委員会諮問第45号の答申における「今後の課題」への対応状況について」ということで、前回答申での今後の課題に対する調査実施者の対応状況及びその対応状況に対する評価・判断を示しております。

また、19ページから20ページにかけて、「3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項への対応状況について」ということで、第Ⅱ期基本計画における指摘事項への調査実施者の対応状況及びその対応状況に係る部会としての評価・判断を示しております。

そして、最後に20ページから22ページにかけて、「4 今後の課題」という項目を立てております。

答申案の構成については以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、答申案の個別の審議に入りたいと思います。

初めに、「1 本調査計画の変更」についてです。「（1）承認の適否」については、「（2）理由等」の検討を行った後で確認させていただきたいと思いますので、まず、「（2）理由等」を御覧ください。

「（2）理由等」では、統計審査官室が作成した審査メモに基づき、本部会で審議した事項について、調査計画上的変更内容と当該変更内容に対する部会としての適否の判断及び判断理由、また、部会として修正を求める点について記載しております。

それでは、答申案の1ページの「（ア）「世帯を離れている者の人数」の変更」から、2ページの「（イ）「乳幼児（小学校入学前）の保育状況」の変更」までについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、1ページの「（ア）報告を求める事項の変更」の「（ア）「世帯を離れている者の人数」の変更」についてです。

これにつきましては、これまで社会福祉施設の入所者に包含して把握しておりました障害者支援施設の入所者を区分して把握するために、選択肢の追加等を行うものです。これについては別途把握する世帯主の状況や家計支出額等の項目の分析を行い、障害者支援施設に障害者を入所させている世帯に対する支援方策の検討に資することとしているものであり、適当としております。

続きまして、2ページの「（イ）「乳幼児（小学校入学前）の保育状況」の変更」についてです。

これは、乳幼児の保育状況として、日中に保育をしている者及び乳幼児が通所・通園している施設に係る選択肢として認定こども園を新たに追加するものです。

これについては、平成27年4月から就学前教育と保育を制度的に一体として提供する新たな幼保連携型認定こども園が創設され、今後、認定こども園の通園者の増加が見込まれる中、小学校入学前の乳幼児の保育状況をよりの確に把握しようとするものであり、適当であるとしております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

(ア)、(イ)につきまして、このような整理でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、(ア)と(イ)につきまして御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案の3ページの「(ウ)「教育」の変更」から、4ページの「(エ)「飲酒の状況」の変更」までについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、3ページの「(ウ)「教育」の変更」についてです。

これは、小学・中学及び高校・旧制中に在学中又は最終卒業学校が当該学校とする者のうち、特別支援学校・特別支援学級に在学中又は最終卒業学校が当該学校等である者を把握するための選択肢の追加等を行うものです。

これについては、他の項目とのクロス集計により、障害者の就業状況のみならず、障害者本人及びその家族の状況等を明らかにし、障害者の自立支援や障害者のいる世帯への支援方策の検討に資するものであり、適当であるという形にしております。

続きまして、4ページ、「(エ)「飲酒の状況」の変更」についてです。

これは、1日当たりの飲酒量を清酒に換算して把握するに当たり、公益社団法人アルコール健康医学協会が示しておりますアルコール摂取量の例示に準じ、清酒1合に相当する他のアルコール飲料の量・度数を明示することとしているものであり、これについては報告者にとっての分かりやすさ・記入のしやすさに配慮したものと認められるため、適当であるという形にしております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

今の(ウ)、(エ)につきまして、このような整理でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらの件についても御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案の4ページの「(オ)「健診等の受診状況等」の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 4ページの「(オ)「健診

等の受診状況等」の変更」についてです。

これは、受診率向上に向けて普及啓発を行うべき対象や手法等、より実効性のある対策の検討に資するため、過去1年間にどのような機会に健診等を受診したか把握する設問を追加するという形のものであります。

これについては、平成22年の大規模調査まで同様な設問により把握していたものを、平成25年の前回の大規模調査時に報告者負担の軽減の観点から削除したのですが、統計ニーズを踏まえ、今回改めて把握することはやむを得ないものとしております。ただし、選択肢2の「勤め先、又は健康保険組合等が実施した健診」については、家族の勤め先が実施した健診等を受診する場合もあることから、6ページの図6のとおり、「勤め先又は健康保険組合等（家族の勤め先を含む）が実施した健診」に修正する必要があるとの指摘を行っております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

以上の点について、このような整理でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらの件についても御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案の6ページの「(カ)「がん検診の状況」の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、6ページの「(カ)「がん検診の状況」の変更」についてです。

これは、過去1年間のがん検診の状況について、従来の「勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせ」のみならず、新たに「市区町村からのお知らせ」及び「その他」の選択肢を追加することにより、がん検診の受診が低調な原因の分析を行い、受診勧奨を行うべき対象や手法等、受診率向上に向けてより実効性のある対策について検討し、がんの早期発見に資することとしているものです。

しかしながら、これにつきましては、8ページの図8及び図9になりますが、がん対策上より重要かつ必要なデータを得る観点から、どこからのお知らせで受診したかではなく、どこで検診を受診したのかということ把握する設問にするとともに、報告者に混乱を生じさせないよう、先ほどの「(オ)健診等の受診状況等」との整合性を図り、選択肢の順番を「市区町村が実施した検診」、「勤め先又は健康保険組合等（家族の勤め先を含む）が実施した検診」、「その他」の順とするように修正をすること。また、補問として設けております過去2年間における子宮がん（子宮頸がん）検診及び乳がん検診の受診状況についても、胃がん検診や肺がん検診等と同様にどこが実施した検診を受診したかを把握するとともに、選択肢の順番を修正することについて指摘しております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

以上の点につきまして、このような整理でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

この件について御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案の9ページの「(キ) 制度改正等に伴う調査票上の表記の変更等」である「①「公的年金・恩給の受給状況」の変更」から、10ページの「③「公的年金の加入状況(15歳以上の者のみ)」の変更」までについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当) 付副統計審査官 それでは、9ページの「(キ) 制度改正等に伴う調査票上の表記の変更等」についてです。

まず、「①「公的年金・恩給の受給状況」の変更」については、平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、従来の共済年金が厚生年金に統一されたことに伴い、共済年金受給権者及び施行日前に共済年金への加入期間を有する者は、今後、老齢年金を合わせて3種類の年金を受給することとなることを踏まえ、年金等の受給区分として新たに基礎年金と厚生年金と共済年金の選択肢を追加することとしているものであり、適当であるとしております。

続きまして、同じ9ページの「②「手助けや見守りを要する者で自立の状況になってからの期間」の変更」についてです。

これは、選択肢について報告者により分かりやすくする観点から、「1～3月未満」というように「～」という記号表記していたものを、「1月以上3月未満」のように変更することとしているものです。

しかしながら、これについては選択肢に漢字表記が並ぶことによる報告者の心理的負担等を考慮し、10ページの図12のとおり、従前と同様「1～3月未満」等の記号表記に戻す必要があるとの指摘を行っております。

続きまして、10ページの「③「公的年金の加入状況」の変更」についてです。

これは、選択肢中、国民年金第2号被保険者及び第3号被保険者の説明部分について、先ほどの「①公的年金・恩給の受給状況」と同様、被用者年金制度の一元化により、共済年金が厚生年金に統一されたことを踏まえ説明ぶりを変更するものであり、適当であるとしております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらの点について、以上のような整理でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案の11ページの「④「介護サービスの利用状況」の変更」から、13ページの「⑥「所得の種類別金額(雇用者所得)」の変更」までについて、事務局から説明を

お願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、11ページの「④「介護サービスの利用状況」の変更」についてです。

これは、選択肢中、訪問系サービスの介護予防訪問介護及び通所系サービスの介護予防通所介護について、介護保険法の改正に伴い平成29年度末までに介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることを踏まえ、当該事業におけるサービスを含むことを明示する説明書きを追加するものであり、適当であるとしております。

続きまして、12ページの「⑤「65歳以上の介護を要する者の介護保険料所得段階」の変更」についてです。

これは、65歳以上の要介護者のうち、介護保険料所得段階が第1段階及び第2段階以外の者については、選択肢3から5のうち該当するもの1つのみを選択するよう明示することとしているものであり、報告者に紛れが生じないよう配慮したものであることから、適当であるという形にしております。

最後に、13ページの「⑥「所得の種類別金額（雇用者所得）」の変更」についてです。

これは、雇用者所得を記載するに当たっての参考書類ということで、従来の源泉徴収票や給与明細書に加え、確定申告書を追加するものですが、確定申告書の給与欄の金額も雇用者所得に該当することから、参考書類の一つとして追加するものであり、適当であるとしています。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

以上につきまして、このような整理でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 それでは、これらの件についても御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案の14ページの「イ 集計事項の変更」から15ページの「ウ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除」までについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、初めに14ページの「イ 集計事項の変更」についてです。

これは、今回の調査事項の変更等に伴い、関連する集計事項を変更するものであり、おおむね適当であると整理した上で、所得票に係る集計事項について、妻の就業形態の相違による世帯所得への影響を経年的に明らかにするという観点から、末子の年齢と夫婦ともに正規の職員・従業員、夫が正規の職員・従業員、妻がパート等非正規の職員・従業員等の詳細な世帯類型別に見た世帯の累積収入分布を表章する必要があるとの指摘を行っております。

続きまして、15ページの「ウ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除」についてです。

これは、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、平成23年及び24年の簡易調査では、岩手県、宮城県、福島県の東北3県において調査対象地域から除外する等の対応を取ったものを、既に平成25年の大規模調査からはその影響も解消され、調査実施可能となっていることを踏まえ、調査対象地域から除外するとしていた従来の調査計画上の規定を削除するものであり、適当であるとしております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらの点につきまして、このような整理でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案の15ページの「2 統計委員会諮問第45号の答申における「今後の課題」への対応状況について」のうち、「(1) 就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直しについて」及び「(2) 睡眠に関する調査事項の在り方の検討について」、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当) 付副統計審査官 それでは、15ページの統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況についてということで、初めに「(1) 就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直しについて」です。

前回答申の今後の課題では、厚生労働省が所管する統計調査について、事業所・企業統計を中心に異なる統計間で用いている就業・雇用形態の区分に関する用語の整合性の確保等について検討していた経緯から、その検討結果を踏まえ、本調査においても平成28年の大規模調査の企画の際に必要な見直しを行うこととされたものです。

これについては、平成27年5月に各府省間で策定されました統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインでは、世帯調査は適用対象外となっており、現状では特段の対応を図ることも求められていないということから、現状のままとするとの調査実施者の結論は現時点ではやむを得ないものの、今後のガイドラインの見直しに係る検討状況を踏まえ、所用の対応を図る必要があるとの指摘を行っております。

続きまして、同じ15ページの「(2) 睡眠に関する調査事項の在り方の検討について」です。

前回答申の今後の課題では、前回の大規模調査である平成25年調査の健康票において、睡眠に関する事項が新たに追加された際に生活スタイルの多様化を象徴する事柄ということで就寝時刻も併せて把握する必要があるかという議論となり、最終的には学術的に健康に影響を及ぼすか否か結論が得られていないということで把握を行うことは見送られたものの、引き続き睡眠に関する調査事項の在り方について検討することとされたものです。

これについては、厚生労働省が有識者検討会における学術的な議論も踏まえて策定した睡眠指針において就床時刻にこだわり過ぎないということが重要とされていること、また、総務省が所管する基幹統計調査である社会生活基本調査におきまして、国民の1日の生活

時間の配分を把握する中で、就寝時刻及び睡眠時間を把握していることから、報告者負担の軽減を図る観点からも就寝時刻の把握は見送るとする調査実施者の結論については妥当であるとしております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

以上、(1)、(2)につきまして、このような整理でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 では、以上の2件につきましては御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案の16ページの「(3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組について」、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当) 付副統計審査官 それでは、16ページの「(3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組について」です。

前回答申の「今後の課題」では、非標本誤差の縮小及び所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の実施に当たり、調査事項の大幅な縮小、郵送調査の導入、調査時期の統一、コールセンターの導入等の方策の有効性について、平成28年の大規模調査の企画までに検証し、その結果を調査に反映する必要があるということ、また、中長期的に非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討について、これまでの検討結果等も踏まえ、引き続き取り組む必要があるとされたものです。

この課題のうち、所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大に係る部分につきましては、後ほど説明いたします。

「3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項への対応状況について」ということで関連するため、そちらにまとめて整理をしております。

まず、「ア 調査結果の推計等における課題・問題に対する取組について」です。これについて、厚生労働省では有識者研究会を開催し、傾向スコアによる方法で所得額を推計し、調査対象世帯全体の総所得の補正の可能性を検討したところ、一定の有効性は確認できたものの、各手法によって補正結果に差異が生じるため、特定の補正方法を本調査に採用することは困難と結論づけたところです。

また、平成22年の国勢調査結果と同年に実施した本調査結果において、世帯主の年齢階級別世帯数の分布を比較すると、特に若年層の単独世帯における乖離が大きく、また、大都市を抱える都府県における単独世帯の乖離が大きくなっており、これらは世帯属性別の非回答が非標本誤差の要因であるということで、研究会では世帯票の推計方法について3種類の方法により検証しましたが、どの方法も一長一短があり、補正結果の有効性が判断できないということで、直ちに乖離の縮小の改善を図ることは困難と結論づけたところです。

しかしながら、厚生労働省は、今後の取組の方針として工程表を作成し、本調査及び国勢調査の世帯属性等の比較検証や本調査の推計方法等の改善に向けた検討を行うとしてい

ること、また、本調査に係る情報提供の充実を図ろうとしていることから、一定程度評価できるとした上で、工程表に基づき所要の取組を行う必要があるとしております。

具体的には、まず一つ目として、本調査では国勢調査の調査区から調査対象地区を抽出しているため、両調査の調査対象世帯について地区や年次等一定の条件下での世帯属性や年齢構成について比較検証を行うこと。二つ目として、全世界帯を対象とする国勢調査と推計値である本調査結果との間の分布において乖離が生じているため、結果精度の更なる向上を図る観点からの推計方法等に係る所要の検討を行うこと。三つ目ということで、本調査結果の適切な利用に資する観点から、本調査で採用している集落抽出法を始めとする調査の基本的事項、国勢調査と本調査結果の分布の乖離の状況等について積極的な情報提供を行うことが必要であるという形にしております。

続きまして、18ページの「イ 回収率の向上に向けた取組について」です。

本調査における世帯票及び所得票の回収率及び面接不能率は、19ページの表2のとおりですが、厚生労働省は非標本誤差の縮小を図るため、平成29年以降の本調査の簡易調査の実施に合わせ、調査員による調査時点では未回収世帯である面接不能世帯を対象に郵送回収の導入に向けた試行的な検証を行うことを検討しております。

また、厚生労働省は、郵送回収の導入に当たり、調査員が安易に郵送回収への調査の切り替えを行うことにより、回収率や記入率が低下し、調査不能世帯の増加等の発生を招くおそれがあることなどが懸念されるとして、現在の調査員による回収を基本としつつ、郵送回収の導入による更なる回収率の向上を図るため、今後、欠票情報の更なる把握などの方策について検討していくこととしております。

このような取組は回収率の向上を通じて非標本誤差の縮小を図ろうとするものであり、本課題への対応として一定程度評価できるとしてはありますが、一方で郵送回収した調査票の記入内容の正確性が担保されないなどの懸念もあることから、実効性のある取組について十分に検討した上で実施するとともに、特に本調査において捕捉率が低いとされております都市部を中心とした若年単身世帯への対応を図るため、中長期的にはオンライン調査の導入についても併せて検討する必要があるとしております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

では、これらにつきまして、このような整理でよろしいでしょうか。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 15ページからの「今後の課題」への対応状況全体の構成ですが、ただ今口頭でそれぞれの課題の背景について詳しく説明頂きました。その内容自体はこの本文には反映されていないようですが。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 背景については、23ページからの別添という形で、そのところで背景を書いております。

○嶋崎委員 分かりました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

本当は同じところに書けば良いのですが、少し長くなりましたので別々に。

何かありますでしょうか。よろしいですか。

以上の説明につきまして、このような整理で御了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 では、御了解いただいたものといたします。

それでは、答申案の19ページの「3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項への対応状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、19ページの「「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項への対応状況について」です。

第Ⅱ期基本計画におきましては、前回答申における今後の課題も踏まえ、所得票及び貯蓄票の調査結果について都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて指摘されております。しかしながら、これについて厚生労働省は報告者数及び調査員数ともに大幅に増加する必要があり、調査員の量的かつ質的な確保は困難であるとともに、現行の予算事情を考慮すると難しい状況にあるとしております。

このため、厚生労働省では、調査時期の統一などによる標本拡大分の予算確保を図る一方で、報告者負担の軽減等を図る観点から、調査事項を大幅に縮減した新調査票案による調査実施可能性について検証するための試験調査を平成26年度に実施することを計画しておりましたが、予算が確保できず実施には至りませんでした。

そこで、これに代替する方法として試験調査で検証しようとした調査計画によって実施した場合の負担感や実施可能性について検討するため、地方公共団体及び調査員を対象にアンケート調査等を実施したものの、地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと、また、調査事項の大幅な縮減により失われる情報と得られる新たな情報との見合いで妥当とは言えないとの有識者の指摘等もあり、厚生労働省としては、所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大は事実上困難と結論付けたところです。

この調査実施者の結論につきましては、現時点では昨今の限られた統計リソースを踏まえればやむを得ないものとは考えられるものの、所得に係る情報の精度の確保・向上とともに、統計リソースを効果的かつ有効に活用していく観点から、本調査の調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等を通じた調査業務全体の効率化や調査方法の改善を図ることを優先して検討する必要があるとしております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

以上につきまして、このような整理でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 では、これらの件についても御了承いただいたものといたします。

それでは、20ページの「4 今後の課題」です。これについては、これまでの部会審議

も踏まえまして、「(1)本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について」、
「(2)調査業務の効率化のための検討」、「(3)本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について」の大きく三つの課題について記載しています。事務局から読み上げをお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 少々長くなりますが、読み上げます。

4 今後の課題

今後の課題については、以下のとおりである。

(1) 本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について

ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証

本調査は国勢調査の調査区から調査対象の地区を抽出（約5,500地区）の上、更に調査時点において改めて準備調査を行って世帯名簿を作成している。そのため、国勢調査の調査区と準備調査を経た実際の本調査の調査地区との間には、人口移動等のために乖離が生まれることが予想される。そこで、本調査の準備調査結果と国勢調査の乖離の程度や傾向について、世帯属性や年齢構成等の比較・検証を行い、本調査が実施する対象の実態を正確に把握する必要がある。

具体的には、本調査と国勢調査が同時期に実施された平成22年調査をもって、また、同一の調査地区・調査区に係る詳細な分析が可能な平成25年調査をもって、世帯属性や年齢構成等の比較・検証を一定の地域レベルで実施することで、本調査結果の代表性を明らかにし、精度の向上に向けた検討に当たっての基礎情報としていくことが必要である。

イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討

国勢調査の分布である母分布と本調査結果（推計値）の分布を比較すると、上記2（3）アのとおり、若年層や単独世帯に係る世帯数の分布において乖離が認められる。このため、厚生労働省は、現行の推計方法の妥当性ととも、更なる精度向上等を図る観点から推計方法の見直しについて検討する必要がある。

ウ 回収率の向上に向けた調査方法の検討

非標本誤差の縮小を図るため、平成29年以降の本調査（簡易調査）実施時に合わせて面接不能世帯を対象とした「郵送回収」の試行的な検証を検討しているが、「郵送回収」による調査票では記入内容の正確性が確保されないおそれもある中、実効性のある具体的な取組について検討する必要がある。その際、「郵送回収」の試行的な実施を通じて、現在回収率が低く非標本誤差の原因ともなっている若年層や単身世帯、都市部の世帯における回収状況について十分検証する必要がある。

なお、「郵送回収」の実効性を確保する上で重要と考えられる未回収世帯に係る「欠票情報」については、従来から一定の情報を把握しているが、今後の回収

率向上に向けた方策を検討する上で有用な情報と考えられるため、当該情報をより適切かつ的確に把握する方策について積極的に検討する必要がある。その際、本調査に従事している調査員の高齢化が進展している状況を踏まえ、調査員の記入負担にも十分配慮する必要がある。

さらに、オンライン調査については、都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉率の改善に資することが期待されることや、報告者の利便性の向上、実査機関及び調査員の事務負担の軽減、正確な統計作成など多くのメリットがあり、また、今後の情報通信技術の更なる進展に伴い、中長期的にはその導入に向けた具体的な取組の検討が求められることが想定される中、導入を図る上で必要な環境整備（政府統計共同利用システムの改善等）等を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。

（２）調査業務の効率化のための検討

本調査の調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する必要がある。また、この検討に当たっては、所得に係る情報の精度の確保・向上に十分留意する必要がある。

（３）本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について

厚生労働省のウェブページ上に現在掲載されている情報は、調査の目的、沿革、調査対象、推計方法等であるが、統計利用者等の利便性の観点から改善を図る必要がある。

これらの情報は、統計の品質を示す重要な要素となるものであり、本調査結果に対する信頼性を確保する観点からも、本調査が集落抽出法という特徴的な標本設計により実施されていることを踏まえ、以下の事項について、①、②及び③ i) はすみやかに、また、③ ii) 及び④は具体的な工程表に基づき、詳細かつ国民にとって分かり易く公表・提供を行う必要がある。

①抽出方法（抽出率、目標精度等抽出方法の具体的な考え方）

②調査方法等（調査の実施系統、調査手法、調査関係業務の実施スケジュール等）

③推計方法

i) 推計方法の具体的な考え方及び方法

ii) 推計方法に関する検討状況

④結果精度に関する情報

i) 地域区分別等の回収率、有効回答率等

ii) 本調査（準備調査結果）と国勢調査の調査対象世帯の属性等の比較状況

iii) 本調査結果と国勢調査の分布の状況

⑤その他本調査結果の利用に資する情報

なお、抽出方法に係る情報の公表・提供に当たっては、本調査が採用している集落抽出法による標本設計の考え方や調査対象の選定方法等も含め、詳細かつ国民に

とって分かりやすい形で行う必要がある。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらにつきまして、このような整理でよろしいでしょうか。

美添先生、何か御意見ありますか。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 一言だけ、21ページの真ん中辺りに、「調査員の記入負担」という表現があります。私、初めて見ました。報告者の記入負担ということはよく分かりますが、調査員の記入負担などとは書いてほしくないのです。これを書くことと民間委託してはという意見がすぐ出てくるし、結果的に調査の質が悪くなるので、「過重な負担」ぐらいでどうですか。「記入負担」はふさわしくないと思います。あるいは「効率的な実施方法」など。調査員が苦勞していることはそのとおりですね。しかし、調査員の負担という表現だと都道府県の方が困るだけではないでしょうか。

○白波瀬部会長 御指摘の意味は分かります。これは何度かのやり取りの中で、最終的な確認が漏れていたのだと思いますが、先生のおっしゃる意味は非常に分かりますし、ここではインフラという点で調査員そのものの、どこでも歩き回れるような人たちが総体的に少なくなっているというようなことがこの意味にあったのかもしれませんが、この点、先生御指摘のところも踏まえまして、私の方で引き取らせていただいて修正させていただきたいと思います。

あとはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、この件につきまして、若干の修正を加えるということを前提に御了解いただいたものといたします。

では、恐れ入りますが、冒頭の1ページにお戻りください。これまでの内容を集約する形で、「(1)承認の適否」において、今回の国民生活基礎調査における調査計画の変更については承認して差し支えない。ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については計画の修正が必要であると結論付けております。これは、「(2)理由等」で計画の修正が必要とされた箇所に対して厚生労働省が適切に対応することを条件に承認しても問題ないというようにするものです。

では、承認の適否につきまして、承認して差し支えないとすることに御異議はありますか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。異議なしという言葉は最後は全員から聞きたいのですが、よろしいでしょうか。

何かありますか。

○白波瀬部会長 分かりました。では、異議なしということにさせていただきます。

ます。答申案全体につきましては、一部所要の修正を行うことを前提に、本部会として了承とさせていただきます。と思います。

それでは、その前に現場の調査員のこともあったのですが、長きにわたって審議の中で御参加いただいております東京都と神奈川県の方から御自由に現場としての御意見、あるいは御指摘を賜りたいと思います。強いて求めるものではありませんので、なければなしと言っていただいて結構なのですが、御意見いただけますでしょうか。

まず、東京都、どうぞお願いいたします。

○堂菌東京都福祉保健局総務部情報化推進担当課長 特にありません。

○白波瀬部会長 ありませんか。分かりました。

神奈川県、どうでしょうか。

○花村神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課臨時主事 神奈川県です。

調査員の方から上がってきた問題なのですが、特にオートロックマンション、これは1軒入って、1回出なければ駄目なのですね。かなり調査の手間がかかる。何か良い方法はないですかと言われたものの、なかなか良い答えがないのです。やはり調査員は本当に手間がかかっているのです。何回も行ったりしていると思うのですが出てくれない、そういう方も結構いらっしゃるみたいで、かなり年配の方ばかりなのでそうそう行くことも大変でしょうし、暑い中、大変だと思うのですが、調査員にもう少し楽をさせてあげたいのです。

私は全然思いつかなかったのですが、そう言うと民間委託などという話も出てきてしまうと思うのです。ですから、何とか今いる調査員の方たちにもっと協力してあげたいなと思っております。

○白波瀬部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

これは厚生労働省からもあったと思いますが、調査員調査を基礎とする、ここは外せないということが一つあります。それを踏まえまして、やはり調査員にとってもできるだけ負担の少ないようにということは、言い方ということですのでどう表現するかということですが、足元の問題としては調査のデザインというか企画、方法というところで同時進行で是非進めていただきたい。

オートロックマンション等の問題については、はっきり言って、民間委託したからといって問題が解決するとは思えません。ですから、それは別問題なのですが、ただ、文字がそういう形で出てきますと安易に民間委託ということになりかねませんので、注意深く表現はしなくてはいけないのですが、貴重な御意見を賜ったということで、ありがとうございました。

これにつきましても現場の声として反映していただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、以上で国民生活基礎調査の答申案についての審議を終わりにしたいと思います。

それでは、最後になりますが、資料4の「公的統計の質の確保と向上に向けた環境整備に関するメモ（案）」を御覧ください。

これにつきましては、今回の部会審議の際に出されました御意見を踏まえまして、私が整理したのですが、21日の統計委員会において答申案の説明と併せて報告したいと考えております。つきましては、その案について皆様から御意見を頂戴したいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局から読み上げをお願いいたします。

○安達総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査担当主査 それでは、読み上げさせていただきます。

公的統計の質の確保と向上に向けた環境整備に関するメモ（案）

1 高い質の公的統計を作成・提供するためのインフラ整備

公的統計は、国民の生活向上に向けたさまざまな政策を立案し、また評価、検討する上の重要な基礎資料である。正しく実態を反映する統計データをもってしてはじめて、適切な諸政策を運営・展開することができる。国民にとってのよりよい生活を保証するには、正確な実態とそこにある問題の把握が不可欠である。さらには、政策立案者や実務家、有識者、なによりも国民から公的統計への関心や期待は高まっている。こうした中で、現実には、どの府省においても統計の作成・提供に必要な予算及び人員である統計リソースの維持・確保が難しくなっている状況が垣間見られる。

事実、このたびの「国民生活基礎調査」の変更に関わる部会審議においても、審議協力者として参加いただいた地方公共団体から、本調査に係る調査員が高齢化し、熟練度の高い調査員の確保が年々難しくなっているとの指摘があった。つまりは、統計を取り扱う際に求められる専門知識も増え、統計分野の高度な人材養成・確保へのニーズも高まっている。

そこで、質の高い公的統計を作成し、有効活用するためのインフラを整備し、高い熟練度をもつ調査員の育成・確保を可能にするには、それ相応の財源の確保が必要である。

2 公的統計の質向上に向けた府省横断的検討の場の確保

このたび、「国民生活基礎調査」の変更に関わる部会審議を通して、特定の統計調査を越えた、公的統計調査の質の確保と向上という観点から、府省横断的な共通課題がみえてきた。例えば、非標本誤差の縮小や集計値の補正などがある。各統計調査はそれぞれの目的に沿って、調査対象や調査項目が設定されているが、当該調査が想定する母集団分布への代表性を高めるための努力は惜しむべきではない。特定の統計調査を実施する各府省にて固有の問題を含む検討を十分行った上で、府省横断的な公的統計に関する共通課題を共有し、それぞれに固有の問題も情報交換して、我が国の公的統計を充実させるような検討の場を確保する必要がある。

以上、報告します。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

以上につきまして、何か御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○嶋崎委員 1の二番目のパラグラフの「つまりは」について確認をお願いいたします。ここでは、統計を取り扱う際に求められる専門知識も増え、ニーズも高まっている、この知識の増大とニーズの高まりということについて、「つまりは」としてありますが、調査員の確保が困難なことと、取り扱う際に求められる専門知識が増えていることとのつながりはどうなっているのでしょうか。

○白波瀬部会長 確かにここは少し含みがあるのですが、高度人材の育成は不可欠であるということがここで言いたかったことですが、専門知識が増えているということは、実は読む方の統計リテラシー自体も必要になっているという幅広の環境状況の変化ということも含めて入れてしまったので、少し分かりにくいですかね。「つまり」というところの流れですね。了解しました。少し考えさせてください。ありがとうございます。

どうぞ、永瀬委員。

○永瀬委員 もう少し財源がないとなかなか良い調査ができないということは本当にそうなのではないかというように思うのですが、二つ目の点について、もう少し御説明いただいてもよろしいですか。2の内容について。

○白波瀬部会長 2の内容ですね。これは、特定の、例えば国民生活基礎調査は厚生労働省担当なのですが、各実施府省を横断したところの共通問題であるにもかかわらず、特定府省だけが検討するにはなかなか難しいであろう。共通する問題であれば若干違った調査目的であっても同じテーブルの上で議論をした方が視点も広がるであろうし、当然いろいろなところの問題も見えてくるのではないかということです。実は統計もそうなのですが、やはり縦割りなのですね。例えば、安易に統計A、統計Bと比較して違う結果が生まれるのだよみたいな議論もあるのですが、それ以前にそれぞれの調査が抱える問題、オートロックの問題等もあって、だからといって、みんなスマホで行ってしまえば良いのではないかという議論がもしかするとあるかもしれないのですが、それはそれぞれの調査の内容などにも関係していて、調査Cができたので、当然調査Bもできるというわけにはいかない。そういう情報交換も含めた形での府省横断的な統計情報の共有は今後ますます重要になって、実は、それは労働用語の区分にもつながってくるのですが、そういうベースのところでは情報共有なり議論の場が確保されるということは決して損にはならないであろうということで提言させていただいているということです。

先生、どうぞ。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 御指摘のとおりで、実は、これは第I期基本計画で私が担当した課題の一つで、その中に国、地方の統計人材の育成ということをも明記したのですが、せっかく書いたのにほとんど無視されたままというか、予算がないま

まで各省とも苦勞するという実態が続いているのです。幸いなことに、昨年、麻生大臣が統計の質向上と言っていたので、財源の確保を期待して良いのではないかと思っています。是非こういう提言を続けていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、良い機会だったので、全体の議論も議事録で残りますが、これで終わりということではなくて、一応声として上げさせていただくということで御了解いただけますと幸いです。

では、若干の文章の修正をさせていただきますが、こういう形で報告させていただきます。

では、人口・社会統計部会における国民生活基礎調査の変更に係る審議は、本日をもって終了となります。11月から計5回にわたりまして皆様に御審議いただきました結果、本日の答申案を取りまとめることができました。委員、専門委員を始めといたしまして、審議に御参加いただいた皆様には、部会長として厚く御礼申し上げます。特に審議協力者として美添先生にもお加わりいただきまして、専門的な見地から、私自身としてはかなり突っ込んだ議論ができたのではないかとこのように自負しております。それに対して厚生労働省の調査実施者の方も、いろいろあったとは思いますが、対応いただきまして感謝申し上げます。

では、本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局から電子メールにて照会いたしますので、対応の方をよろしく願いいたします。

それでは、部会審議はこれで終了いたします。ありがとうございました。